

**(適用範囲)**

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

**(宿泊契約の申込み)**

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) お客様の連絡先
- (4) その他当館が必要と認める事項

**(宿泊契約の成立等)**

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

**(申込金の支払いを要しないこととする特約)**

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

**(宿泊契約締結の拒否)**

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、第三者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき
- (10) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき
- (11) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (12) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき
- (13) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき
- (14) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき (15) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき

**(宿泊客の契約解除権)**

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の17時になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

**(当館の契約解除権)**

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が第三者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 居室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (8) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

**(宿泊の登録)**

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

**(客室の使用時間)**

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15時30分から翌朝11時30分までとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

**超過金額**

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 1時間までは      | 超過料金基準金額の10% |
| (2) 1時間を超過2時間まで | 超過料金基準金額の30% |
| (3) 2時間を越えた場合   | 超過料金基準金額の50% |

**(利用規則の遵守)**

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

**(営業時間)**

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします

**フロントサービス時間:**

イ.フロントサービス 9:00～17:30 (21時まで電話での対応可)

**(2) 飲食等サービス時間:**

イ.朝食 9:00頃

ロ.夕食 19:00頃

**(3) 附帯サービス施設時間:**

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

**(料金の支払い)**

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の出発の際、又は当館が請求したとき、日本円、当館が認めたクレジットカード又は当館が承認する決済手段を用いる方法により、当ホテルが指定する場所において行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

**(当館の責任)**

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

**(契約した客室の提供ができないときの取扱い)**

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(約款の改定)

第19条 この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第12条関係)  
基本宿泊料金

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))
	追加料金	② 追加飲食(①に含まれるものを除く)
	税金	③ 消費税

別表第2

違約金(第5条関係)

契約解除の通知を受けた日

		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	3日前	7日前
契約申し込み人数	一般	100%	100%	80%	50%	30%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。
2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。
3. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。

ベジタリアンおよび食物アレルギーをお持ちのお客様へ

ご要望に応じて、「アレルギー特定原材料7品目」(卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生)に対応したメニューをご用意させていただくことが可能です。ご希望のお客様は、ご予約時に当館へお問い合わせ・お申し出いただけますようお願いいたします。それ以降のお申し出にはご対応いたしかねます。ご了承くださいませ。

また、食物アレルギーをお持ちのお客様に限り、お持いただいた安全な食品(レトルト、冷凍食品等)を弊社レストラン等でご飲食していただくことも可能とさせていただきます。こちらも事前にお申し出くださいませ。※好き嫌いのお食事内容のご変更につきましてはご対応いたしかねます。

■アレルギー対応メニューに関するご注意事項

アレルギー対応メニューは、完全なアレルギー対応をお約束するものではありません。全メニューを同一厨房内にて準備しているため、調理過程においてアレルギー物質が混入する可能性がございます。また食器、調理器具は他のお料理と共有しており、厨房内では「アレルギー特定原材料7品目」外のアレルゲン食材を使用しております。

■ベジタリアン対応メニューをご要望の方へのお願い

ベジタリアンは、異なるタイプの方々がいらっしゃると思われまので、お申し出の際にはどの食材が可能・不可能かをお知らせくださいませ。また、個別での対応は出来かねますので、ベジタリアン対応メニューをご要望の際は、ご同席の皆様全員へ同メニューの提供となります。

以上についてご理解の上、お客様にて最終的なご判断を頂きますようお願いいたします。